

《第4号議案》

定款附属書総代選挙規程の一部変更について

〔変更理由〕

1. 刑法改正に伴う変更

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の文言変更を行う。

2. 総代選挙における総代候補者等の住所掲示の簡素化

昨今の個人情報保護意識の高まりを受け、総代選挙に際し総代候補者の「住所」に代え「選挙区」を掲示することを明確化するための変更を行う。

3. 上記のほか、誤植の修正等、所要の変更を行う。

〔変更内容〕 下記新旧対照表のとおり。

定款附属書総代選挙規程新旧対照表

（下線は変更部分を示す）

変 更 後	変 更 前
<p>（被選挙権を有しない者） 第1条 <u>次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</u> (1)～(3) (略) (4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。 (略)</p>	<p>（被選挙権を有しない者） 第1条 <u>次に掲げる者は、被選挙権を有しない。</u> (1)～(3) (略) (4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。 (略)</p>
<p>（候補者） 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を<u>推せん</u>することができない。 2 (略) 3 総代の候補者を<u>推せん</u>しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。 4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推せんの別を、選挙期日の前</p>	<p>（候補者） 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を<u>推薦</u>することができない。 2 (略) 3 総代の候補者を<u>推薦</u>しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。 4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推せんの別を、選挙期日の前日</p>

変 更 後	変 更 前
<p>日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5 <u>総代の候補者が立候補を辞退し、又は<u>推せん</u>による候補者でなくなった場合には、立候補した者又は<u>推せん</u>をし、若しくは<u>推せん</u>をされた者は、直ちにその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>被選挙人の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの</u></p> <p>(4) <u>被選挙人の候補者の氏名を自書していないもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 1票中に2人以上の<u>被選挙人の氏名</u>を記載したもの</p> <p>(略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第19条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5 <u>総代の候補者が立候補を辞退し、又は<u>推薦</u>による候補者でなくなった場合には、立候補した者又は<u>推薦</u>をし、若しくは<u>推薦</u>をされた者は、直ちにその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>総代の候補者の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの</u></p> <p>(4) <u>総代の候補者の氏名を自書していないもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 1票中に2人以上の<u>総代の候補者の氏名</u>を記載したもの</p> <p>(略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第19条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表 (略)</p>

附 則

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。